

生活交通確保維持改善計画（案）
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成 29 年 6 月 26 日

五泉市地域公共交通活性化協議会
 会長 伊藤 勝美

| |
|---|
| <p>0. 生活交通確保維持改善計画の名称</p> |
| <p>五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 30 年度～平成 32 年度）</p> |
| <p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> |
| <p>五泉市においては、地域の公共交通網としてJR磐越西線が市の北部から東部を通過しており、市内に5つの駅がある。</p> <p>民営バス路線は、五泉地区から新潟市間に1路線、阿賀野市間に1路線が運行されている。利用者は減少傾向にあるものの、冬季には需要が増加するなど、雪国の公共交通網の特性を持ちながら地域住民の生活路線として位置づけられている。</p> <p>また、平成21年度に策定した「五泉市地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成22年10月より、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した、ふれあいバス（基幹バス）、ごせん乗合タクシーさくら号の実証運行を行い、平成24年4月より本格運行に移行したところである。ふれあいバス（基幹バス）が村松地区と五泉地区を連絡する1路線、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）が、市内全域（五泉東エリア、五泉西エリア、村松エリア）に導入され、通勤・通学者や高齢者等を中心とした地域住民の生活交通を担っている。</p> <p>これらの背景をふまえ、地域公共交通確保維持事業により、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）運行を引き続き確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> |
| <p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> |
| <p>（1）事業の目標</p> |
| <p>ごせん乗合タクシー「さくら号」について、本計画の期間である向こう3ヶ年の間、運行を継続し、利用者の利便性を確保・維持する。</p> <p>○目標達成の指標として、それぞれの系統の輸送人員について、前年比100%以上を維持することとし、毎年度達成状況について評価を行うものとする。（なお、昨年度評価した平成28年補助年度において前年比100%を達成できなかった五泉東・村松エリアについては、目標達成に向け重点的に取り組みを行うものとする。）</p> |
| <p>（2）事業の効果</p> |
| <p>ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行により、市内全域の交通空白地域を解消し、郊外と市街地の移動に利便性・交流性の高い公共交通体系が実現できる。また、ドア to ドアによる運行で高齢者等の外出支援、医療・学校・商業・公共施設等へ移動する際の利便性向上により、地域の活性化が期待できる。</p> |

2の2. 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

公共交通利用促進事業を実施する
(実施主体：五泉市地域公共交通活性化協議会)

具体的事業内容

- ・五泉市公共交通時刻表の作成および配布、周知
- ・高齢者等を重点対象としたPR活動や制度周知（五泉東・村松エリアを重点）
- ・市広報やホームページを用いた情報発信（時刻表、運行概要など）

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

〇ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行予定者の選定にあたっては、下記の点を考慮し五泉市ハイタク協議会加盟の3社を選定した。

- ・平成22年10月より行ってきた実証運行の実績から、当該エリアの運行に関する知識、経験を有し、地域住民の信頼を得られているため、利用者が安心して安全な輸送が期待できる。
- ・運行エリアの近隣に事業所を有しているため、天災や車両の故障など不測の事態にも迅速に対応が可能である。
- ・地元の事業者を選定することにより、安定的に地域の交通手段を確保するとともに、雇用面も含め地域経済の安定に寄与すると考えられる。
- ・当該の運行エリアにおいてタクシー事業を運営しているため、エリア内の道路事情に精通しており、より安全で効率的な運行が期待できる。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

損失額（経常費用から経常収益・国庫補助額を控除した額）については五泉市地域公共交通活性化協議会が負担する

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」の運行予定者のとおり

6. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

| |
|--|
| <p>8. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【<u>地域間幹線系統のみ</u>】</p> <p style="text-align: right;">※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【<u>地域内フィーダー系統のみ</u>】</p> |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。</p> |
| <p>10. 車両の取得に係る目的・必要性【<u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p> <p style="text-align: right;">※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【<u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p> <p style="text-align: right;">※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> |
| <p>(1) 事業の目標</p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>(2) 事業の効果</p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）【<u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【<u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>14. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p style="text-align: right;">※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> |
| <p>平成 29 年 6 月 26 日 開催の五泉市地域公共交通活性化協議会において、H30 年度五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画案を承認。</p> |
| <p>15. 利用者等の意見の反映</p> <p style="text-align: right;">※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p> |
| <p>利用者代表である老人クラブ連合会、PTA連絡協議会の代表が構成員となっている五泉市地域公共交通活性化協議会において協議を実施、住民や利用者の意見を反映して本事業計画を作成した。</p> |

| 16. 協議会メンバーの構成員 | |
|-------------------------|---|
| ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない | |
| 関係都道府県 | 新潟県 新潟地域振興局 企画振興部 |
| 関係市区町村 | 五泉市、新潟市秋葉区、加茂市福祉事務所、阿賀野市総務課 |
| 関係交通事業者・ 交通施設管理者等 | 新潟交通観光バス株式会社 蒲原鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 泉観光バス株式会社 公益社団法人 新潟県バス協会 みどりハイヤー株式会社 新潟県新潟地域振興局 新津地域整備部 五泉市都市整備課 |
| 地方運輸局 | 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 |
| その他構成員 | 新潟県五泉警察署 老人クラブ連合会 五泉市小中学校PTA連絡協議会 長岡技術科学大学 五泉商工会議所 村松商工会 五泉市商工観光課 五泉市社会福祉協議会 五泉市健康福祉課 日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会 五泉支部 五泉市高齢福祉課 五泉市教育委員会 学校教育課 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 五泉市太田1094-1

(所 属) 五泉市企画政策課

(氏 名) 堀内 健雄

(電 話) 0250-43-3911

(e-mail) kikaku@city.gosen.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|-------------------------------------|------------------------------------|------|------------|----|--------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------|--|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様の別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策 | 基準二で該 当する要件 (別表7のみ) |
| 五泉市 | 泉観光バス(株) | (1) 五泉乗合タクシー 「さくら号」 (五泉東エリア) | / | 五泉 東エリア | / | 往 km 復 km | 291日 | 9,358回 | / | 区域運行 | ① | 地域間幹線系統 (五泉市ふれあいバス (基幹バス)) 五泉駅バス停と接続 | ③ |
| | みどりハイヤー(株) | (3) 五泉乗合タクシー 「さくら号」 (村松エリア) | / | 村松エリア | / | 往 km 復 km | 291日 | 9,312回 | / | 区域運行 | ① | 地域間幹線系統 (五泉市ふれあいバス (基幹バス)) 村松駅バス停と接続 | ③ |
| | 泉観光バス(株) みどりハイヤー(株) (有)フラワー観光 | (2) 五泉乗合タクシー 「さくら号」 (五泉西エリア) | / | 五泉 西エリア | / | 往 km 復 km | 291日 | 5,333回 | / | 区域運行 | ① | 地域間幹線系統 (五泉市ふれあいバス (基幹バス)) 北五泉駅バス停と接続 | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 五泉市 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 29,656 |
| 交通不便地域 | 2,716 |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|------|-------|
| 1,240 | 旧十全村 | 山村振興法 |
| 1,476 | 旧川内村 | 山村振興法 |
| | | |
| | | |

国庫補助上限額の算定

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|--------|-----|---------|
| 29,656 | | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

地域内フィーダー系統補助

- 地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援。
- 厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便の向上を図るため、バス車両の更新等を支援。

平成30年度事業における見直し内容

- 平成30年度事業において、限られた予算をより効果的・効率的に配分する観点から、①事前内定方式の見直し、②定時定路線型運行の補助要件の見直し、③市町村毎の国庫補助上限額の算定方式の見直しを行う。

| 改正項目 <一般会計> | | 改正内容 |
|-------------|-----------------------|---|
| ① | 事前内定方式の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事前に補助額を内定することを見直し</u>、補助対象系統に係る経常費用と経常収益の差額を<u>補助対象期間中の実績額により算出し、事後に補助額を決定。</u> (現行: 補助対象系統に係る予測費用と予測収益の差額を過去3ヶ年度実績を踏まえ算出し、事前に補助額を内定。) |
| ② | 定時定路線型運行の補助要件の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上に向け、定時定路線型運行について、<u>1回当たりの平均乗車人員が2人以上の系統を補助対象化。</u> (現行: 定時定路線型運行について、1回当たりの平均乗車人員が1人以上の系統を補助対象。) |
| ③ | 市町村毎の国庫補助上限額の算定方式の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画を未作成の自治体のうち、財政力指数1.0以上の市町村を補助対象から除外</u>(国庫補助上限額ゼロ)し、<u>財政力指数0.7以上1.0未満の市町村の国庫補助上限額を引き下げ。</u> |

※③については要綱改正によらず別途通達により措置。

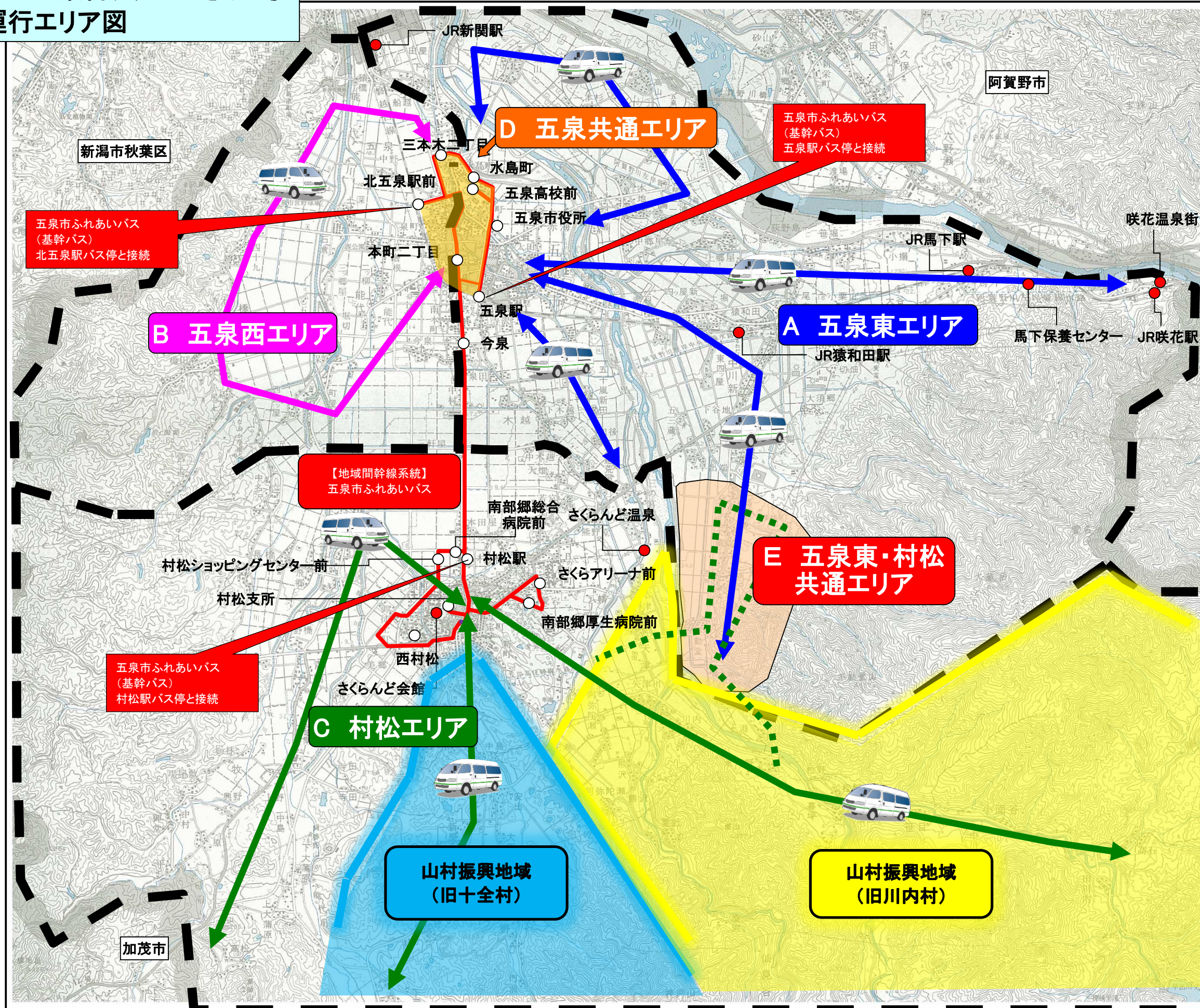
五泉市乗合タクシーさくら号 運行ダイヤ

| エリア名 | 五泉東エリア | | | | | 五泉西エリア | | | | | 村松エリア | | | | |
|------|--------|-------|------|-------|-------|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 五泉 郊外 | | 進行方向 | 五泉 市街 | | 五泉 郊外 | | 進行方向 | 五泉 市街 | | 五泉 郊外 | | 進行方向 | 五泉 市街 | |
| 1 | 発 | 7:00 | → | 着 | 7:30 | 発 | 7:00 | → | 着 | 7:30 | 発 | 7:00 | → | 着 | 7:30 |
| 2 | 着 | 8:00 | ← | 発 | 7:30 | 着 | 8:00 | ← | 発 | 7:30 | 着 | 8:00 | ← | 発 | 7:30 |
| 3 | 発 | 8:00 | → | 着 | 8:30 | 発 | 8:00 | → | 着 | 8:30 | 発 | 8:00 | → | 着 | 8:30 |
| 4 | 着 | 9:00 | ← | 発 | 8:30 | 着 | 9:00 | ← | 発 | 8:30 | 着 | 9:00 | ← | 発 | 8:30 |
| 5 | 発 | 9:00 | → | 着 | 9:30 | 発 | 9:00 | → | 着 | 9:30 | 発 | 9:00 | → | 着 | 9:30 |
| 6 | 着 | 10:00 | ← | 発 | 9:30 | 着 | 10:00 | ← | 発 | 9:30 | 着 | 10:00 | ← | 発 | 9:30 |
| 7 | 発 | 10:00 | → | 着 | 10:30 | 発 | 10:00 | → | 着 | 10:30 | 発 | 10:00 | → | 着 | 10:30 |
| 8 | 着 | 11:00 | ← | 発 | 10:30 | 着 | 11:00 | ← | 発 | 10:30 | 着 | 11:00 | ← | 発 | 10:30 |
| 9 | 発 | 11:00 | → | 着 | 11:30 | 発 | 11:00 | → | 着 | 11:30 | 発 | 11:00 | → | 着 | 11:30 |
| 10 | 着 | 13:00 | ← | 発 | 12:30 | 着 | 13:00 | ← | 発 | 12:30 | 着 | 13:00 | ← | 発 | 12:30 |
| 11 | 発 | 13:00 | → | 着 | 13:30 | 発 | 13:00 | → | 着 | 13:30 | 発 | 13:00 | → | 着 | 13:30 |
| 12 | 着 | 14:00 | ← | 発 | 13:30 | 着 | 14:00 | ← | 発 | 13:30 | 着 | 14:00 | ← | 発 | 13:30 |
| 13 | 発 | 14:00 | → | 着 | 14:30 | 発 | 14:00 | → | 着 | 14:30 | 発 | 14:00 | → | 着 | 14:30 |
| 14 | 着 | 15:00 | ← | 発 | 14:30 | 着 | 15:00 | ← | 発 | 14:30 | 着 | 15:00 | ← | 発 | 14:30 |
| 15 | 発 | 15:00 | → | 着 | 15:30 | 発 | 15:00 | → | 着 | 15:30 | 発 | 15:00 | → | 着 | 15:30 |
| 16 | 着 | 16:00 | ← | 発 | 15:30 | 着 | 16:00 | ← | 発 | 15:30 | 着 | 16:00 | ← | 発 | 15:30 |
| 17 | 発 | 16:00 | → | 着 | 16:30 | 発 | 16:00 | → | 着 | 16:30 | 発 | 16:00 | → | 着 | 16:30 |
| 18 | 着 | 17:00 | ← | 発 | 16:30 | 着 | 17:00 | ← | 発 | 16:30 | 着 | 17:00 | ← | 発 | 16:30 |
| 19 | 発 | 17:00 | → | 着 | 17:30 | 発 | 17:00 | → | 着 | 17:30 | 発 | 17:00 | → | 着 | 17:30 |
| 20 | 着 | 18:00 | ← | 発 | 17:30 | 着 | 18:00 | ← | 発 | 17:30 | 着 | 18:00 | ← | 発 | 17:30 |
| 21 | 発 | 18:00 | → | 着 | 18:30 | 発 | 18:00 | → | 着 | 18:30 | 発 | 18:00 | → | 着 | 18:30 |
| 22 | 着 | 19:00 | ← | 発 | 18:30 | 着 | 19:00 | ← | 発 | 18:30 | 着 | 19:00 | ← | 発 | 18:30 |

運行日：月曜日～土曜日（休日、お盆（8/14～16）、年末年始（12/31～1/3）は運休。

上記は目安の時間とし、予約状況・天候等によって多少変動する場合があります。

ごせん乗合タクシーさくら号 運行エリア図



1. さくら号運行エリア

| 運行エリア名 | |
|--------|-----------------|
| A | 五泉東エリア |
| B | 五泉西エリア |
| C | 村松エリア |
| D | 五泉共通エリア |
| E | 五泉東・村松 共通エリア |

※運行エリアの考え方

| エリア | 内容 |
|----------------|--|
| A, B, C, 基本エリア | 旧五泉市・旧村松町の行政区で分割し、村松地区は1つのC.村松エリアとする。 五泉地区は県道新津・村松線を境に東西に分けてA.五泉東エリア、B.五泉西エリアの2エリアとし、市内全域を3つの基本エリアに分割する。 |
| D. 五泉共通エリア | 五泉市街地のうち、基幹バス運行ルートで囲まれる地域をD.五泉共通エリアとし、五泉東西の両エリアからの共通乗入れを行う。 また、この地域に隣接する商業や医療等の公共性のある施設は、五泉共通エリアに含めることとする。 |
| E. 五泉東・村松共通エリア | A.五泉東エリアのうち旧大蔵小学校区(不動堂・柄沢・大蔵・郷屋)については、E.五泉東・村松共通エリアとし、村松市街地内の基幹バス運行ルートで囲まれる地域及び隣接する商業や医療等の公共性のある施設への乗入れも可能とする。 |
| その他 | A・Bの五泉エリアとC.村松エリアは基幹バスが運行していることから、エリアを跨いだ乗り入れは行わない。 |

2. その他

| 記号 | 備考 |
|--------|-------------------|
| — (赤線) | 基幹バス路線 五泉市乗合バス協議会 |
| ○ | // 主要バス停 |
| ● | 主な公共施設 |